

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年3月18日提出
【計算期間】	第2期(自 2019年12月21日至 2020年12月21日)
【ファンド名】	ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（ＳＭＡ専用）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数）を対象とした株価指数先物取引を実質的な主要取引対象とします。

「実質的な主要投資（取引）対象」とは、「ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）」や「野村マネーインベストメント マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資（取引）対象という意味です。

■ 信託金の限度額 ■

信託金限度額は、2,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド
公債	(隔月)	アジア	
社債		オセアニア	
その他債券	年12回	中南米	
クレジット属性	(毎月)	アフリカ	
()	日々	中近東	
不動産投信	その他	(中東)	ファンド・オブ・ファンズ
	()	エマージング	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な

収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を
実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があ

るものをいう。

- (5) アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

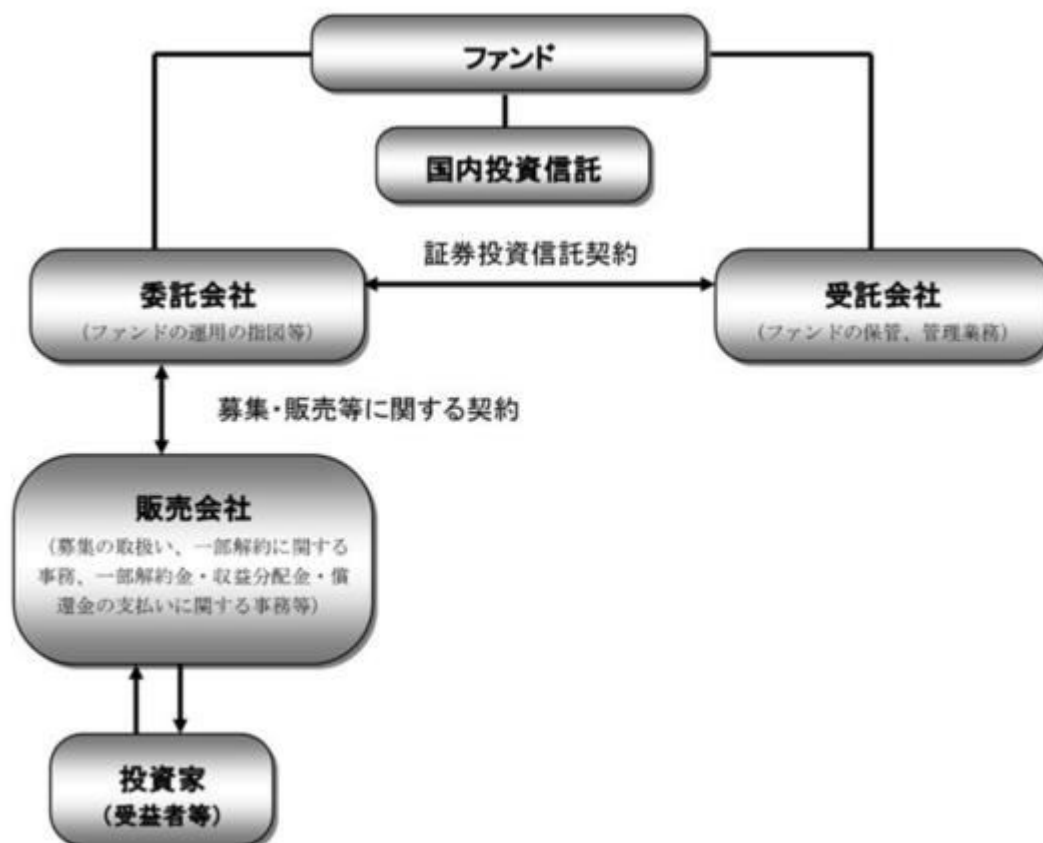
〔特殊型〕

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

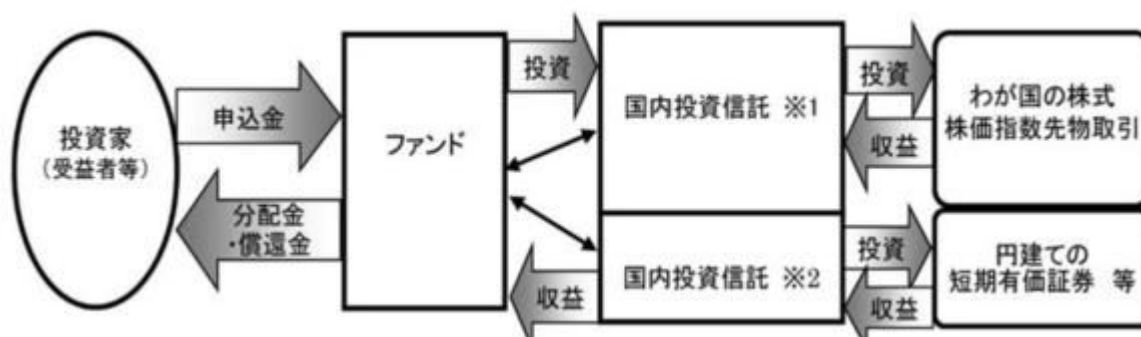
2019年10月4日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



《ファンド・オブ・ファンズ方式について》

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



ファンド	ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用）
国内投資信託 1	ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）
国内投資信託 2	野村マネーインベストメント マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)

■ 委託会社の概況(2021年1月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

円建ての国内投資信託「ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）」および「野村マネーインベストメント マザーファンド」を投資対象とします。

通常の状況においては、「ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）」

への投資を中心としますが、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

通常の状況においては、「ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

円建ての国内籍の投資信託であるノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）受益証券および野村マネーインベストメント マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、円建ての国内籍の投資信託であるノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーインベストメント マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする国内投資信託の概要

ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

< 運用の基本方針 >	
主要投資対象	わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数）を対象とした株価指数先物取引を主要取引対象とします。

投資方針	・日本成長株投資マザーファンドおよび野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド（各マザーファンドといいます。）に投資を行なうとともに、株価指数先物取引を活用します。 - 株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行ないます。（ファンドにおいては、上記のような運用手法をベータヘッジ戦略といいます。）各マザーファンドへの投資割合および株価指数先物取引の売建ての枚数は、市場環境や各マザーファンドの特性等を考慮し、適宜調整を行なうことを基本とします。 ・マザーファンドの合計組入比率は、原則として信託財産の純資産総額の70%～90%程度を維持することを基本とします。ただし、株価指数先物取引を行なうにあたって必要となる証拠金の額等によっては、上記の範囲とならない場合があります。 ・非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建て資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	期中無分配とします。
償還条項	受益権口数が30億口を下回った場合は償還する場合があります。
< 主な関係法人 >	
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
< 管理報酬等 >	
信託報酬	純資産総額の年0.506%（税抜年0.46%）
申込手数料	なし
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.3%（当初1口＝1円）
その他の費用	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等

* 上記は2021年3月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考)マザーファンドの概要

（日本成長株投資マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、株主資本や利益等の成長率の高さ及びその継続性等に関する評価に基づき組入銘柄を決定し、バリュエーション評価（株価の割高・割安の度合い）等を勘案して組入比率を決定します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第18条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第19条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、財務リスク・流動性等を考慮し、投資候補銘柄を選定した上で定量モデルにより最適化を行ない、ポートフォリオのボラティリティを最小化することを目指します。

ポートフォリオの最適化にあたっては、業種配分、投資銘柄数、個別銘柄への投資比率、取引コスト等を勘案します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等は約款第18条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第19条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(参考)投資対象とする国内投資信託の概要

（野村マネーインベストメント マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第16条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

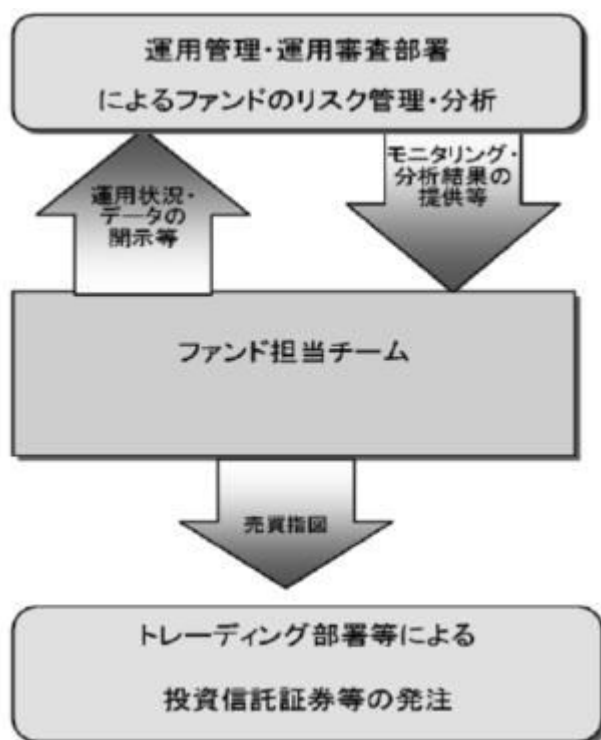
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

■「野村マネーインベストメント マザーファンド」の運用体制等について■

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

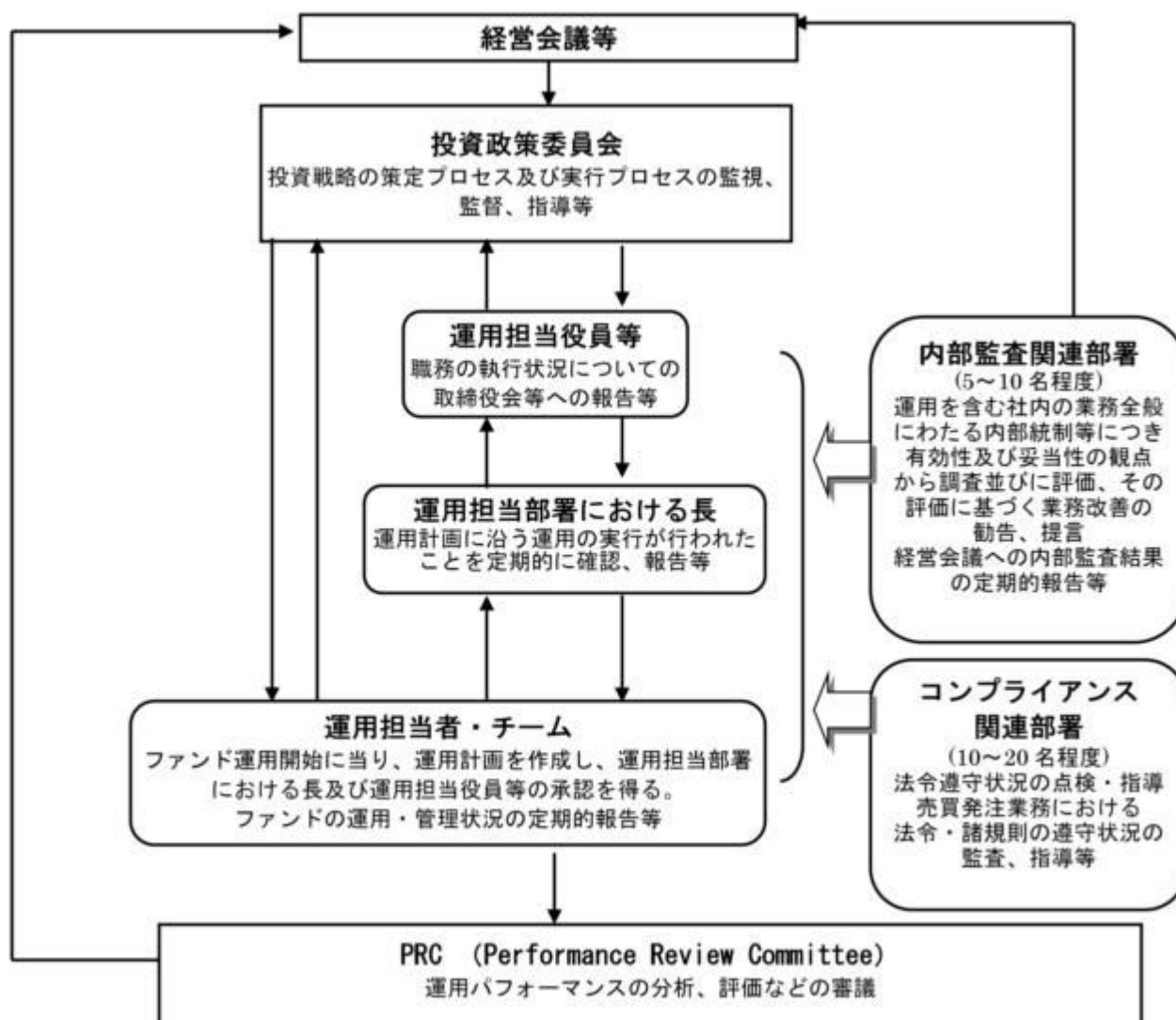


運用体制は「ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）」を含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年12月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（５）【投資制限】

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・ 株式への直接投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・ デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

- ・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

公社債の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- () 上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日か

ら信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価および株価指数先物価格の変動に伴うリスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

ファンドは、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行ないますが、実質的な組入株式の発行会社の財務状況の大きな変化など個別銘柄固有の要因による株価変動の影響を大きく受ける場合もあります。

上記の他、ファンドが実行するベータヘッジ戦略には、以下のような特徴やリスクがあります。

ベータヘッジ戦略は、株式市場全体の変動の影響を抑えることを意図しておりますので、株式市場全体の上昇が、収益の要因となるわけではありません。株式市場全体が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。なお、ベータヘッジ戦略は、株式市場全体の変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

ベータヘッジ戦略による損益は、ポートフォリオの銘柄群と売建てを行なっている株価指数先物取引の相対的な騰落率に大きく依存しています。ポートフォリオの銘柄群が、売建てを行なっている株価指数先物取引よりも相対的に上昇した場合、収益を得ることができますが、ポートフォリオの銘柄群が売建てを行なっている株価指数先物取引よりも相対的に下落した場合は、損失が発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、ポートフォリオの銘柄群が下落する一方、売建てを行なっている株価指数先物取引が上昇した場合は、基準価額が大きく下落することがあり、このようなケースでは一般的な株式ファンドよりも大きく下落することがあります。

ベータヘッジ戦略による損益の振れ具合（変動性）は、ポートフォリオの銘柄群と売建てを行なっている株価指数先物取引の騰落率の方向性に大きく依存します。ポートフォリオの銘柄群と、売建てを行なっている株価指数先物取引が同一方向に同程度動いている場合、損益の変動性は小さくなります。逆に、ポートフォリオの銘柄群と、売建てを行なっている株価指数先物取引が逆方向に大きく動いている場合、損益の変動性は大きくなります。

[株価指数先物取引の利用に伴うリスク]

ファンドは、ベータヘッジ戦略を実行するにあたり株価指数先物取引の売建てを行ないますが、株価指数先物取引の利用に伴い、以下のようなリスクがあります。

株価指数先物取引の値動きと株式市場全体の値動きが一致しない場合があります。特に株価指数先物取引が値幅制限等により、ストップ高、ストップ安となった場合等には、大きく乖離することが想定されます。また、株価指数先物取引の取引終了時間は、現物株式の取引終了時間よりも遅いため、こうした時間的な差異も、株価指数先物取引の値動きと株式市場全体の値動きの差に影響すると考えられます。

市場の大幅な変動や流動性の低下等により、株価指数先物取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合があります。

株価指数先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗換える）時に発生する売買手数料等のコスト負担や限月間の価格差（スプレッド）が基準価額に影響すると考えられます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

実質的に投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドの換金等に伴ない、投資信託証券を通じて投資するマザーファンドの換金を行なう場合には、当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドが投資対象とするノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）が存続しないこととなる場合は、ファンドを繰上償還させます。

株価指数先物取引の証拠金の差し入れ比率が一定水準以上に引き上げられた場合は、株式の実質的な組入比率が下がり、期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的に株式を信託財産の純資産総額の70%～90%程度組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

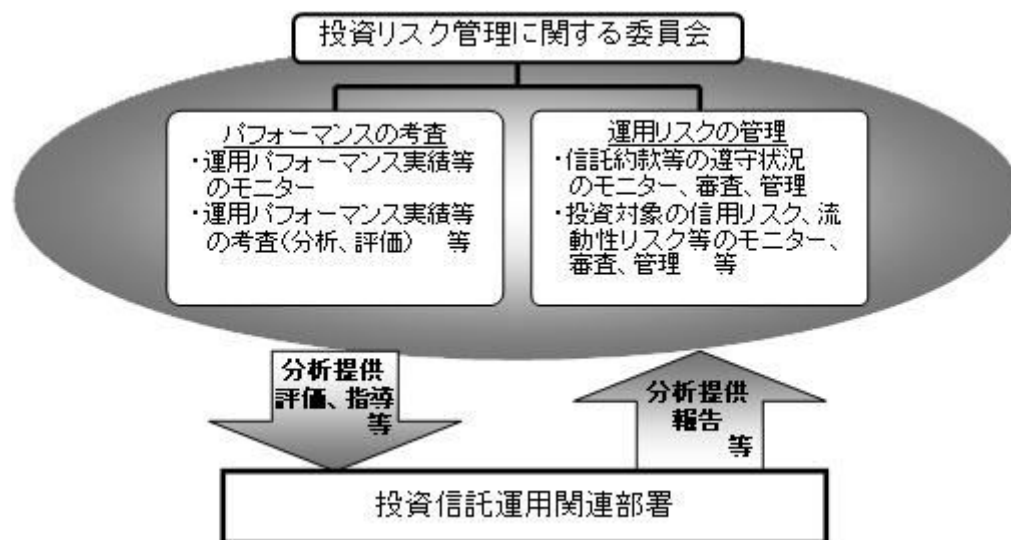
リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

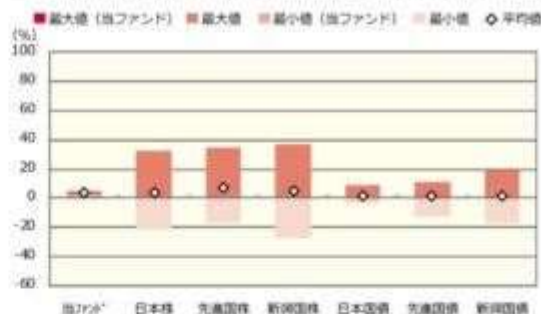
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2016年2月末～2021年1月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（％）	4.7	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値（％）	3.1	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値（％）	4.0	3.7	7.1	5.3	1.4	1.0	1.1

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を 10,000 として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
 ※ 年間騰落率は、2020 年 10 月から 2021 年 1 月の各月末における 1 年間の騰落率を表示したものです。

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※ 2016 年 2 月から 2021 年 1 月の 5 年間の当ファンドは 2020 年 10 月から 2021 年 1 月の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 ※ 決算日に対応した数値とは異なります。
 ※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数額の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に所有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンプライアンス、あるいは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイス（法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co.、及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を合わせてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。

米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての報酬、保障または販売促進を行いません。証券または金融商品全般、または特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推薦の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが所有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMS LLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については、次の通り（税抜）とします。

信託報酬率	年0.264%（税抜年0.24%）
委託会社	年0.10%
販売会社	年0.11%
受託会社	年0.03%
投資対象とする 国内投資信託の信託報酬率	年0.506%（税抜年0.46%）
実質的な負担 ^{（注）}	年0.77%程度（税込）

（注）ファンドが投資対象とする国内投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額

は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・ 特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

〔 個人の投資家の場合 〕

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔 法人の投資家の場合 〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

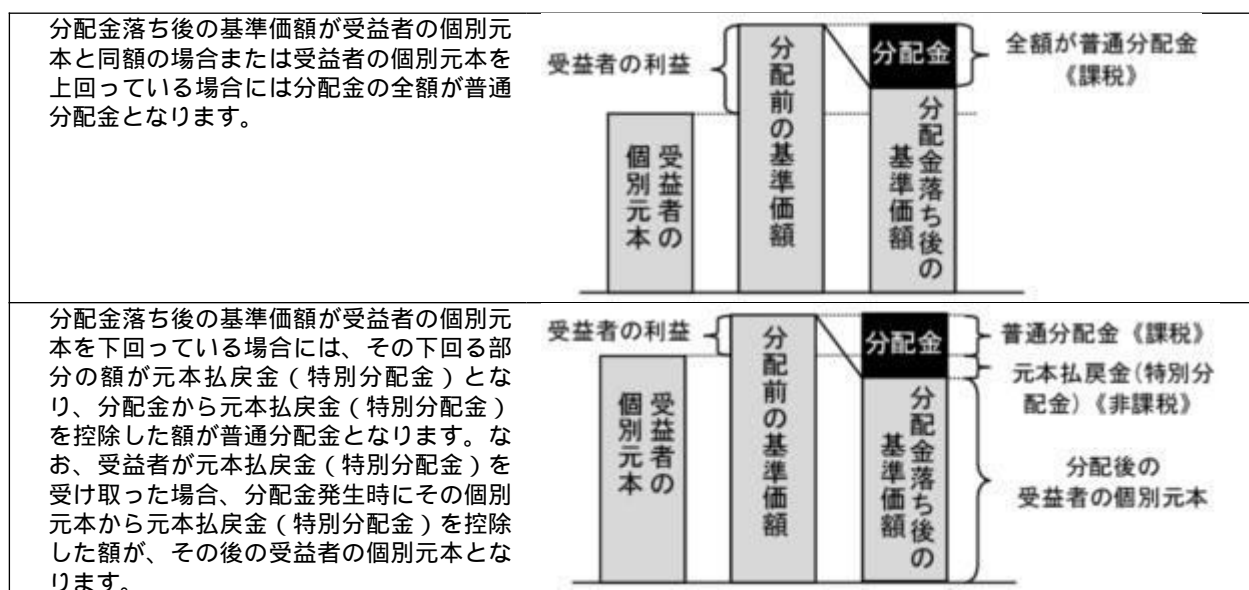
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2021年1月末現在）が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は2021年1月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（ 1 ） 【投資状況】

ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	762,030,890	98.19
親投資信託受益証券	日本	9,994	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	13,964,672	1.79
合計（純資産総額）		776,005,556	100.00

（参考）ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	30,980,256,818	83.21
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6,250,568,102	16.78
合計（純資産総額）		37,230,824,920	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	売建	日本	30,198,960,000	81.11

（参考）日本成長株投資マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	14,735,555,470	95.39
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	711,128,562	4.60
合計（純資産総額）		15,446,684,032	100.00

（参考）野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	15,617,057,600	99.43
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	89,299,062	0.56
合計（純資産総額）		15,706,356,662	100.00

（参考）野村マネーインベストメント マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	12,001,128	59.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	8,070,955	40.20
合計（純資産総額）		20,072,083	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（ＳＭＡ専用）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	718,354,912	1	756,427,722	1.0608	762,030,890	98.19
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーインベストメント マザーファンド	9,966	1.0030	9,995	1.0029	9,994	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.19
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.20

（参考）ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託受益証券	野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド	11,057,481,401	1.3895	15,364,370,407	1.4048	15,533,549,872	41.72
2	日本	親投資信託受益証券	日本成長株投資マザーファンド	10,798,872,306	1.4024	15,144,338,522	1.4304	15,446,706,946	41.48

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	83.21
合 計	83.21

（参考）日本成長株投資マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	キーエンス	電気機器	12,600	55,530.00	699,678,000	56,140.00	707,364,000	4.57
2	日本	株式	日本電産	電気機器	46,200	12,725.00	587,895,000	13,850.00	639,870,000	4.14
3	日本	株式	信越化学工業	化学	30,900	17,195.00	531,325,500	18,175.00	561,607,500	3.63
4	日本	株式	ダイキン工業	機械	21,500	22,095.00	475,042,500	22,105.00	475,257,500	3.07
5	日本	株式	中外製薬	医薬品	82,400	5,010.00	412,824,000	5,472.00	450,892,800	2.91
6	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	91,600	4,971.39	455,379,989	4,700.00	430,520,000	2.78
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	88,500	4,163.01	368,426,385	4,542.00	401,967,000	2.60
8	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	4,400	83,930.00	369,292,000	89,820.00	395,208,000	2.55
9	日本	株式	S M C	機械	6,100	63,540.00	387,594,000	63,360.00	386,496,000	2.50
10	日本	株式	村田製作所	電気機器	38,400	8,927.00	342,796,800	10,055.00	386,112,000	2.49
11	日本	株式	K D D I	情報・通信業	121,500	3,033.15	368,527,725	3,079.00	374,098,500	2.42
12	日本	株式	小松製作所	機械	124,800	2,773.50	346,132,800	2,862.50	357,240,000	2.31
13	日本	株式	ビジョン	その他製品	75,700	4,405.37	333,486,509	4,710.00	356,547,000	2.30
14	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	113,700	2,909.00	330,753,300	2,997.50	340,815,750	2.20
15	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	66,100	5,247.00	346,826,700	5,133.00	339,291,300	2.19
16	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	38,200	8,489.00	324,279,800	8,108.00	309,725,600	2.00
17	日本	株式	日立製作所	電気機器	64,300	4,181.00	268,838,300	4,306.00	276,875,800	1.79
18	日本	株式	オービック	情報・通信業	13,600	20,942.46	284,817,580	19,660.00	267,376,000	1.73
19	日本	株式	H O Y A	精密機器	19,600	13,960.00	273,616,000	13,395.00	262,542,000	1.69
20	日本	株式	花王	化学	33,800	7,839.00	264,958,200	7,597.00	256,778,600	1.66
21	日本	株式	スズキ	輸送用機器	52,200	5,053.01	263,767,122	4,708.00	245,757,600	1.59
22	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	88,500	3,015.00	266,827,500	2,764.50	244,658,250	1.58
23	日本	株式	エムスリー	サービス業	27,200	9,361.00	254,619,200	8,811.00	239,659,200	1.55
24	日本	株式	テルモ	精密機器	57,500	4,150.39	238,647,698	4,065.00	233,737,500	1.51
25	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	11,000	21,884.25	240,726,750	20,790.00	228,690,000	1.48
26	日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	93,700	2,392.63	224,189,925	2,350.00	220,195,000	1.42
27	日本	株式	シスメックス	電気機器	16,900	11,825.00	199,842,500	12,235.00	206,771,500	1.33
28	日本	株式	協和キリン	医薬品	66,700	2,686.00	179,156,200	3,100.00	206,770,000	1.33
29	日本	株式	ジャストシステム	情報・通信業	26,200	7,210.00	188,902,000	7,620.00	199,644,000	1.29
30	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	407,400	457.90	186,548,460	469.30	191,192,820	1.23

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	0.78
		建設業	1.19
		パルプ・紙	0.74
		化学	11.99

	医薬品	8.12
	機械	10.18
	電気機器	16.63
	輸送用機器	4.00
	精密機器	4.20
	その他製品	3.04
	情報・通信業	9.87
	卸売業	2.20
	小売業	7.11
	銀行業	1.23
	保険業	2.19
	その他金融業	0.86
	不動産業	2.45
	サービス業	8.53
合　　計		95.39

（参考）野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	株式	キーエンス	電気機器	8,300	43,708.04	362,776,732	56,140.00	465,962,000	2.96
2	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	133,300	2,524.07	336,458,531	2,618.00	348,979,400	2.22
3	日本	株式	H O Y A	精密機器	24,200	10,595.40	256,408,680	13,395.00	324,159,000	2.06
4	日本	株式	K D D I	情報・通信業	92,200	3,125.76	288,195,072	3,079.00	283,883,800	1.80
5	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	92,400	2,473.77	228,576,348	2,997.50	276,969,000	1.76
6	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	16,800	14,304.75	240,319,913	16,350.00	274,680,000	1.74
7	日本	株式	中外製薬	医薬品	48,000	4,348.25	208,716,000	5,472.00	262,656,000	1.67
8	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	113,800	2,066.79	235,201,373	2,077.50	236,419,500	1.50
9	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	170,600	1,383.39	236,006,334	1,377.00	234,916,200	1.49
10	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	58,700	3,647.98	214,136,426	3,961.00	232,510,700	1.48
11	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	128,700	1,759.29	226,420,623	1,692.50	217,824,750	1.38
12	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	48,800	4,434.28	216,392,864	4,462.00	217,745,600	1.38
13	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	45,400	4,597.22	208,713,788	4,700.00	213,380,000	1.35
14	日本	株式	第一三共	医薬品	61,400	2,792.37	171,451,518	3,365.00	206,611,000	1.31
15	日本	株式	セコム	サービス業	21,000	9,356.53	196,487,130	9,477.00	199,017,000	1.26
16	日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	83,900	2,107.53	176,821,872	2,350.00	197,165,000	1.25
17	日本	株式	味の素	食料品	79,100	1,905.00	150,685,500	2,473.00	195,614,300	1.24
18	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	9,400	22,251.91	209,167,954	20,790.00	195,426,000	1.24
19	日本	株式	協和キリン	医薬品	60,300	2,622.37	158,128,911	3,100.00	186,930,000	1.19
20	日本	株式	積水ハウス	建設業	91,800	2,038.80	187,161,840	2,019.00	185,344,200	1.18

21	日本	株式	オービック	情報・通信業	9,400	15,921.48	149,661,912	19,660.00	184,804,000	1.17
22	日本	株式	京王電鉄	陸運業	24,100	6,002.57	144,661,937	7,650.00	184,365,000	1.17
23	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	80,100	2,409.72	193,018,572	2,289.50	183,388,950	1.16
24	日本	株式	日清食品ホールディングス	食料品	19,900	9,133.53	181,757,247	9,050.00	180,095,000	1.14
25	日本	株式	エービーシー・マート	小売業	29,800	5,903.74	175,931,521	5,950.00	177,310,000	1.12
26	日本	株式	大東建託	建設業	16,200	10,371.87	168,024,294	10,890.00	176,418,000	1.12
27	日本	株式	ヒロセ電機	電気機器	10,700	12,628.05	135,120,161	16,410.00	175,587,000	1.11
28	日本	株式	サンドラッグ	小売業	41,900	3,700.36	155,045,473	4,155.00	174,094,500	1.10
29	日本	株式	シップヘルスケアホールディングス	卸売業	28,600	4,889.39	139,836,554	6,040.00	172,744,000	1.09
30	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	89,000	1,977.66	176,011,740	1,933.00	172,037,000	1.09

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.28
		建設業	7.71
		食料品	13.87
		繊維製品	0.24
		パルプ・紙	0.77
		化学	3.47
		医薬品	11.28
		機械	1.09
		電気機器	6.94
		精密機器	2.06
		電気・ガス業	3.29
		陸運業	10.63
		情報・通信業	13.77
		卸売業	4.04
		小売業	14.84
		サービス業	5.07
合 計			99.43

（参考）野村マネーインベストメント マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	国債証券	国庫短期証券 第955回	12,000,000	100.00	12,001,128	100.00	12,001,128	—	2021/3/8	59.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
----	---------

国債証券	59.79
合 計	59.79

【投資不動産物件】

ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用）

該当事項はありません。

（参考）ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

該当事項はありません。

（参考）日本成長株投資マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネーインベストメント マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用）

該当事項はありません。

（参考）ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物(2021年03月限)	売建	1,674	日本円	29,862,673,074	30,198,960,000	81.11

（参考）日本成長株投資マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネーインベストメント マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（ＳＭＡ専用）

2021年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2019年12月20日)	373	373	0.9969	0.9969
第2計算期間	(2020年12月21日)	797	797	1.0266	1.0266
	2020年 1月末日	368	—	1.0029	—
	2月末日	366	—	1.0056	—
	3月末日	431	—	1.0439	—
	4月末日	989	—	1.0426	—
	5月末日	980	—	1.0407	—
	6月末日	975	—	1.0510	—
	7月末日	945	—	1.0504	—
	8月末日	927	—	1.0438	—
	9月末日	916	—	1.0441	—
	10月末日	925	—	1.0480	—
	11月末日	897	—	1.0510	—
	12月末日	805	—	1.0384	—
	2021年 1月末日	776	—	1.0340	—

【分配の推移】

ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（ＳＭＡ専用）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2019年10月 4日～2019年12月20日	0.0000円
第2計算期間	2019年12月21日～2020年12月21日	0.0000円

【収益率の推移】

ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（ＳＭＡ専用）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2019年10月 4日～2019年12月20日	0.3%
第2計算期間	2019年12月21日～2020年12月21日	3.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（ＳＭＡ専用）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2019年10月 4日～2019年12月20日	397,051,814	22,184,913	374,866,901
第2計算期間	2019年12月21日～2020年12月21日	670,694,616	268,493,989	777,067,528

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2021年1月29日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2020年12月	0 円
2019年12月	0 円
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	98.2
2	野村マネーインベストメント マザーファンド	0.0

実質的な銘柄別投資比率

・「ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）」の投資銘柄

順位	銘柄	投資比率（%）
1	野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド	41.0
2	日本成長株投資マザーファンド	40.7

・「日本成長株投資マザーファンド」を通じての投資銘柄（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	キーエンス	電気機器	1.9
2	日本電産	電気機器	1.7
3	信越化学工業	化学	1.5
4	ダイキン工業	機械	1.3
5	中外製薬	医薬品	1.2
6	ユニ・チャーム	化学	1.1
7	リクルートホールディングス	サービス業	1.1
8	ファーストリテイリング	小売業	1.0
9	S M C	機械	1.0
10	村田製作所	電気機器	1.0

・「野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド」を通じての投資銘柄（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	キーエンス	電気機器	1.2
2	日本電信電話	情報・通信業	0.9
3	HOYA	精密機器	0.8
4	KDDI	情報・通信業	0.7
5	伊藤忠商事	卸売業	0.7
6	オリエンタルランド	サービス業	0.7
7	中外製薬	医薬品	0.7
8	日本たばこ産業	食料品	0.6
9	ソフトバンク	情報・通信業	0.6
10	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	0.6

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は設定日（2019年10月4日）から年末までの収益率。
- ・2021年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込の受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）とします。
- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・申込代金は販売会社の定める期日までにお支払いください。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・換金価額は、換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。
- ・一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
国内投資信託	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2029年10月4日までとします。(2019年10月4日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年12月21日から翌年12月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

- （ ）委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託者は、この信託が主要投資対象とする ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ ）上記（ ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ ）上記（ ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を

もって行ないます。

() 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

() 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

() 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

() 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

() 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

() 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

() 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

() 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

() 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

() 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかるとはならない又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

() 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

() 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権**■ 償還金の支払い開始日 ■**

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2019年12月21日から2020年12月21日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2019年12月20日現在)	第2期 (2020年12月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,721,099	10,796,246
投資信託受益証券	294,897,049	792,453,846
親投資信託受益証券	9,998	9,995
流動資産合計	375,628,146	803,260,087
資産合計	375,628,146	803,260,087
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,780,483	4,267,740
未払受託者報酬	17,002	151,003
未払委託者報酬	118,973	1,056,971
未払利息	118	7
その他未払費用	1,681	15,039
流動負債合計	1,918,257	5,490,760
負債合計	1,918,257	5,490,760
純資産の部		
元本等		
元本	374,866,901	777,067,528
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,157,012	20,701,799
元本等合計	373,709,889	797,769,327
純資産合計	373,709,889	797,769,327
負債純資産合計	375,628,146	803,260,087

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2019年10月 4日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,182,953	6,356,794
営業収益合計	1,182,953	6,356,794
営業費用		
支払利息	1,337	5,466
受託者報酬	17,002	255,385
委託者報酬	118,973	1,787,616
その他費用	1,681	25,418
営業費用合計	138,993	2,073,885
営業利益又は営業損失（ ）	1,321,946	4,282,909
経常利益又は経常損失（ ）	1,321,946	4,282,909
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,321,946	4,282,909
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	61,776	3,753,049
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	1,157,012
剰余金増加額又は欠損金減少額	112,213	26,804,114
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	112,213	26,804,114
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,055	5,475,163
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,055	5,475,163
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,157,012	20,701,799

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年12月21日から2020年12月21日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2019年12月20日現在	第2期 2020年12月21日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 374,866,901口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 777,067,528口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,157,012円	
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9969円 (10,000口当たり純資産額) (9,969円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0266円 (10,000口当たり純資産額) (10,266円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2019年10月 4日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日																														
1. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>0円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	0円	分配準備積立金額	D	0円	1. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>20,710,432円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	20,710,432円	分配準備積立金額	D	0円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	0円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																													
収益調整金額	C	0円																													
分配準備積立金額	D	0円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	0円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																													
収益調整金額	C	20,710,432円																													
分配準備積立金額	D	0円																													

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	0円
当ファンドの期末残存口数	F	374,866,901口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	0円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,710,432円
当ファンドの期末残存口数	F	777,067,528口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	266円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2019年10月 4日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 2019年12月20日現在	第2期 2020年12月21日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2019年10月 4日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2019年10月 4日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
期首元本額 - 円	期首元本額 374,866,901円
期中追加設定元本額 397,051,814円	期中追加設定元本額 670,694,616円
期中一部解約元本額 22,184,913円	期中一部解約元本額 268,493,989円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2019年10月 4日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
----	---------------------------------------	---------------------------------------

	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,182,951	3,307,536
親投資信託受益証券	2	3
合計	1,182,953	3,307,533

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年12月21日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年12月21日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	752,567,755	792,453,846	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.3%	752,567,755	792,453,846 100.0%	
	合計			792,453,846	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーインベストメント マザーファンド	9,966	9,995	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	9,966	9,995 0.0%	
	合計			9,995	
合計				792,463,841	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用）」は「ノムラF0Fs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）」および「野村マネーインベストメント マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資信託受益証券および親投資信託受益証券は、すべて上記投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査の対象外となっております。

「ノムラＦＯＦｓ用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

「ノムラＦＯＦｓ用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）」は、「日本成長株投資マザーファンド」および「野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて上記親投資信託の受益証券です。

参考に、第2期計算期間(2019年12月21日から2020年12月21日まで)の状況を記載しております。

ノムラＦＯＦｓ用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第1期 (2019年12月20日現在)	第2期 (2020年12月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,788,116,482	3,959,572,263
親投資信託受益証券	13,762,030,660	31,971,793,615
差入委託証拠金	547,842,048	2,256,621,400
流動資産合計	16,097,989,190	38,187,987,278
資産合計	16,097,989,190	38,187,987,278
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	118,142,208	504,867,630
未払金	-	13,154,670
未払解約金	1,859,997	2,579,999
未払受託者報酬	3,805,284	5,898,507
未払委託者報酬	54,542,366	84,545,188
未払利息	2,555	2,631
その他未払費用	380,450	589,790
流動負債合計	178,732,860	611,638,415
負債合計	178,732,860	611,638,415
純資産の部		
元本等		
元本	15,578,019,283	35,541,334,336
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	341,237,047	2,035,014,527
（分配準備積立金）	353,853,588	615,309,576
元本等合計	15,919,256,330	37,576,348,863
純資産合計	15,919,256,330	37,576,348,863
負債純資産合計	16,097,989,190	38,187,987,278

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第1期 自 2019年 4月10日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,732,030,660	5,759,762,955
派生商品取引等損益	1,256,964,634	5,293,398,315
営業収益合計	475,066,026	466,364,640
営業費用		
支払利息	682,066	1,300,531
受託者報酬	3,805,284	9,559,316
委託者報酬	54,542,366	137,016,754
その他費用	380,450	955,811
営業費用合計	59,410,166	148,832,412

営業利益又は営業損失（ ）	415,655,860	317,532,228
経常利益又は経常損失（ ）	415,655,860	317,532,228
当期純利益又は当期純損失（ ）	415,655,860	317,532,228
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	61,802,272	31,839,937
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	341,237,047
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,233,101	1,483,354,760
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,233,101	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,483,354,760
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,849,642	75,269,571
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	75,269,571
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,849,642	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	341,237,047	2,035,014,527

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年12月21日から2020年12月21日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2019年12月20日現在	第2期 2020年12月21日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 15,578,019,283口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 35,541,334,336口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0219円 (10,000口当たり純資産額) (10,219円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0573円 (10,000口当たり純資産額) (10,573円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2019年 4月10日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日																																																												
1. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>109,828,192円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>244,025,396円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>633,118円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>0円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>354,486,706円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>15,578,019,283口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>227円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	109,828,192円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	244,025,396円	収益調整金額	C	633,118円	分配準備積立金額	D	0円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	354,486,706円	当ファンドの期末残存口数	F	15,578,019,283口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	227円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	1. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>260,517,036円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>25,175,255円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,419,704,951円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>329,617,285円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,035,014,527円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>35,541,334,336口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>572円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	260,517,036円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	25,175,255円	収益調整金額	C	1,419,704,951円	分配準備積立金額	D	329,617,285円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,035,014,527円	当ファンドの期末残存口数	F	35,541,334,336口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	572円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	109,828,192円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	244,025,396円																																																											
収益調整金額	C	633,118円																																																											
分配準備積立金額	D	0円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	354,486,706円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	15,578,019,283口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	227円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	260,517,036円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	25,175,255円																																																											
収益調整金額	C	1,419,704,951円																																																											
分配準備積立金額	D	329,617,285円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,035,014,527円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	35,541,334,336口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	572円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																											
2. 追加情報 2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。																																																													

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2019年 4月10日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 2019年12月20日現在	第2期 2020年12月21日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2019年 4月10日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2019年 4月10日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
期首元本額 - 円	期首元本額 15,578,019,283円
期中追加設定元本額 18,930,175,793円	期中追加設定元本額 21,882,121,229円
期中一部解約元本額 3,352,156,510円	期中一部解約元本額 1,918,806,176円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2019年 4月10日 至 2019年12月20日	第2期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,524,384,932	4,994,215,975
合計	1,524,384,932	4,994,215,975

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2019年12月20日現在)				第2期(2020年12月21日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引								
株価指数先物取引								
売建	13,137,917,952	-	13,255,680,000	118,142,208	30,359,188,720	-	30,863,200,000	504,867,630
合計	13,137,917,952	-	13,255,680,000	118,142,208	30,359,188,720	-	30,863,200,000	504,867,630

（注）時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年12月21日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年12月21日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド	11,338,360,553	15,754,651,988	
		日本成長株投資マザーファンド	11,563,848,850	16,217,141,627	
	小計	銘柄数：2	22,902,209,403	31,971,793,615	
		組入時価比率：85.1%		100.0%	
合計				31,971,793,615	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

日本成長株投資マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2020年12月21日現在)

資産の部

流動資産

コール・ローン	756,072,633
株式	15,101,170,420
未収入金	359,798,200
未収配当金	154,000
流動資産合計	16,217,195,253
資産合計	16,217,195,253
負債の部	
流動負債	
未払利息	502
流動負債合計	502
負債合計	502
純資産の部	
元本等	
元本	11,563,848,850
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,653,345,901
元本等合計	16,217,194,751
純資産合計	16,217,194,751
負債純資産合計	16,217,195,253

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2020年12月21日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4024円
(10,000口当たり純資産額)	(14,024円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年12月21日

至 2020年12月21日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○ 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○ 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○ 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月21日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年12月21日現在

期首	2019年12月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,122,050,239円
同期中における追加設定元本額	11,346,242,133円
同期中における一部解約元本額	5,904,443,522円
期末元本額	11,563,848,850円
期末元本額の内訳*	
ノムラ F O F s 用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	11,563,848,850円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年12月21日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	国際石油開発帝石	208,600	575.00	119,945,000	
		大和ハウス工業	60,100	3,024.00	181,742,400	
		レンゴー	138,600	857.00	118,780,200	
		日産化学	22,900	6,210.00	142,209,000	
		信越化学工業	33,000	17,195.00	567,435,000	
		日油	28,100	5,170.00	145,277,000	
		花王	35,400	7,839.00	277,500,600	
		ミルボン	20,200	6,500.00	131,300,000	
		コーセー	6,900	17,540.00	121,026,000	
		ニフコ	33,600	3,845.00	129,192,000	
		ユニ・チャーム	92,500	4,971.00	459,817,500	
		協和キリン	69,700	2,686.00	187,214,200	
		塩野義製薬	31,700	5,640.00	178,788,000	
		中外製薬	91,800	5,010.00	459,918,000	
		参天製薬	69,600	1,664.00	115,814,400	
		J C R ファーマ	45,600	2,428.00	110,716,800	
		第一三共	52,200	3,311.00	172,834,200	
		三浦工業	26,900	5,490.00	147,681,000	
		ディスコ	3,700	33,250.00	123,025,000	
		S M C	6,400	63,540.00	406,656,000	
		小松製作所	135,600	2,773.50	376,086,600	
		ダイキン工業	22,500	22,095.00	497,137,500	
		ダイフク	8,700	12,470.00	108,489,000	
		日立製作所	71,200	4,181.00	297,687,200	
		日本電産	51,000	12,725.00	648,975,000	
		アルプスアルパイン	100,100	1,402.00	140,340,200	
		キーエンス	13,500	55,530.00	749,655,000	
		シスメックス	18,900	11,825.00	223,492,500	

ファナック	5,500	25,435.00	139,892,500	
村田製作所	42,500	8,927.00	379,397,500	
東京エレクトロン	2,900	36,440.00	105,676,000	
本田技研工業	92,500	3,015.00	278,887,500	
スズキ	53,000	5,061.00	268,233,000	
シマノ	5,500	24,270.00	133,485,000	
テルモ	56,300	4,151.00	233,701,300	
H O Y A	21,600	13,960.00	301,536,000	
朝日インテック	46,400	3,620.00	167,968,000	
バンダイナムコホールディングス	13,300	9,196.00	122,306,800	
ビジョン	73,900	4,410.00	325,899,000	
システナ	23,300	2,156.00	50,234,800	
G M O ペイメントゲートウェイ	9,400	14,070.00	132,258,000	
オービック	11,600	21,000.00	243,600,000	
ジャストシステム	29,700	7,210.00	214,137,000	
トレンドマイクロ	29,900	5,710.00	170,729,000	
K D D I	122,200	3,028.00	370,021,600	
ソフトバンクグループ	41,900	8,489.00	355,689,100	
伊藤忠商事	118,900	2,909.00	345,880,100	
M o n o t a R O	16,700	5,430.00	90,681,000	
コスモス薬品	6,300	16,410.00	103,383,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	91,100	2,397.00	218,366,700	
ニトリホールディングス	10,800	21,875.00	236,250,000	
ファーストリテイリング	4,800	83,930.00	402,864,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	489,800	457.90	224,279,420	
東京海上ホールディングス	69,100	5,247.00	362,567,700	
イー・ギャランティ	56,700	2,154.00	122,131,800	
パーク２４	56,800	1,815.00	103,092,000	
住友不動産	50,700	3,238.00	164,166,600	
カチタス	34,400	3,205.00	110,252,000	
日本Ｍ＆Ａセンター	22,800	6,750.00	153,900,000	
エス・エム・エス	46,700	3,825.00	178,627,500	
カカクコム	48,200	2,851.00	137,418,200	
エムスリー	28,500	9,361.00	266,788,500	
オリエンタルランド	2,900	16,645.00	48,270,500	

		リクルートホールディングス	84,200	4,156.00	349,935,200	
		リログループ	57,400	2,612.00	149,928,800	
	小計	銘柄数：65			15,101,170,420	
		組入時価比率：93.1%			100.0%	
	合計				15,101,170,420	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年12月21日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2020年12月21日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	93,583,479
株式	15,856,158,850
未収配当金	11,565,500
流動資産合計	15,961,307,829
資産合計	15,961,307,829
負債の部	
流動負債	
未払利息	62
流動負債合計	62
負債合計	62
純資産の部	
元本等	
元本	11,487,098,439
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	4,474,209,328
元本等合計	15,961,307,767
純資産合計	15,961,307,767
負債純資産合計	15,961,307,829

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2020年12月21日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3895円
(10,000口当たり純資産額)	(13,895円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年12月21日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年12月21日現在	
期首	2019年12月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,547,021,942円
同期中における追加設定元本額	10,623,497,752円
同期中における一部解約元本額	4,683,421,255円
期末元本額	11,487,098,439円
期末元本額の内訳*	
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	148,737,886円
ノムラ F O F s 用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	11,338,360,553円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2020年12月21日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ホクト	20,500	2,130.00	43,665,000	
		ショーボンドホールディングス	20,600	5,030.00	103,618,000	
		コムシスホールディングス	5,700	3,090.00	17,613,000	
		西松建設	29,600	2,011.00	59,525,600	
		大東建託	17,800	9,350.00	166,430,000	
		N I P P O	58,600	2,721.00	159,450,600	

前田道路	15,100	1,723.00	26,017,300	
大和ハウス工業	44,000	3,024.00	133,056,000	
積水ハウス	91,800	2,013.50	184,839,300	
関電工	111,300	806.00	89,707,800	
きんでん	89,400	1,659.00	148,314,600	
協和エクシオ	46,400	2,853.00	132,379,200	
九電工	5,700	3,175.00	18,097,500	
日清製粉グループ本社	59,900	1,646.00	98,595,400	
森永製菓	30,600	3,855.00	117,963,000	
江崎グリコ	21,400	4,565.00	97,691,000	
カルビー	15,300	3,020.00	46,206,000	
明治ホールディングス	14,100	7,170.00	101,097,000	
日本ハム	5,500	4,595.00	25,272,500	
伊藤ハム米久ホールディングス	65,100	687.00	44,723,700	
サントリー食品インターナショナル	41,300	3,795.00	156,733,500	
伊藤園	22,500	6,440.00	144,900,000	
味の素	84,000	2,297.00	192,948,000	
キューピー	75,600	2,199.00	166,244,400	
ハウス食品グループ本社	33,800	3,800.00	128,440,000	
カゴメ	33,200	3,715.00	123,338,000	
ニチレイ	35,100	2,758.00	96,805,800	
東洋水産	33,300	4,955.00	165,001,500	
日清食品ホールディングス	21,300	8,670.00	184,671,000	
日本たばこ産業	108,900	2,190.00	238,491,000	
ワコールホールディングス	18,600	2,080.00	38,688,000	
レンゴー	114,300	857.00	97,955,100	
小林製薬	14,600	12,400.00	181,040,000	
エフピコ	38,200	4,265.00	162,923,000	
ユニ・チャーム	45,400	4,971.00	225,683,400	
協和キリン	63,800	2,686.00	171,366,800	
アステラス製薬	135,900	1,553.00	211,052,700	
中外製薬	52,700	5,010.00	264,027,000	
科研製薬	35,600	3,915.00	139,374,000	
小野薬品工業	37,900	3,186.00	120,749,400	
久光製薬	3,600	6,170.00	22,212,000	
持田製薬	10,000	3,910.00	39,100,000	

ツムラ	36,100	3,195.00	115,339,500	
キッセイ薬品工業	12,300	2,214.00	27,232,200	
沢井製薬	16,800	4,720.00	79,296,000	
第一三共	76,100	3,311.00	251,967,100	
大塚ホールディングス	50,600	4,500.00	227,700,000	
大正製薬ホールディングス	21,200	6,820.00	144,584,000	
平和	13,200	1,455.00	19,206,000	
SANKYO	40,500	2,736.00	110,808,000	
エレコム	13,400	5,070.00	67,938,000	
ヒロセ電機	10,700	15,110.00	161,677,000	
アズビル	36,300	5,400.00	196,020,000	
日本光電工業	49,400	3,525.00	174,135,000	
キーエンス	8,900	55,530.00	494,217,000	
シスメックス	5,200	11,825.00	61,490,000	
HOYA	26,000	13,960.00	362,960,000	
東京瓦斯	83,600	2,320.00	193,952,000	
大阪瓦斯	89,000	2,021.00	179,869,000	
東邦瓦斯	27,400	6,400.00	175,360,000	
東武鉄道	26,300	2,998.00	78,847,400	
相鉄ホールディングス	36,500	2,522.00	92,053,000	
京浜急行電鉄	22,500	1,697.00	38,182,500	
小田急電鉄	58,700	3,045.00	178,741,500	
京王電鉄	24,100	7,460.00	179,786,000	
西日本鉄道	32,900	2,955.00	97,219,500	
近鉄グループホールディングス	36,400	4,380.00	159,432,000	
阪急阪神ホールディングス	37,600	3,310.00	124,456,000	
南海電気鉄道	35,500	2,543.00	90,276,500	
京阪ホールディングス	35,200	4,815.00	169,488,000	
名古屋鉄道	60,400	2,644.00	159,697,600	
ヤマトホールディングス	22,900	2,589.00	59,288,100	
福山通運	16,200	4,500.00	72,900,000	
日立物流	10,300	3,120.00	32,136,000	
SGホールディングス	67,300	3,020.00	203,246,000	
TIS	29,400	2,044.00	60,093,600	
コーエーテクモホールディングス	29,500	6,290.00	185,555,000	
ネクソン	44,700	3,250.00	145,275,000	

オービック	9,400	21,000.00	197,400,000	
日本オラクル	15,700	11,710.00	183,847,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	44,900	3,750.00	168,375,000	
大塚商会	21,800	5,170.00	112,706,000	
日本電信電話	145,900	2,666.50	389,042,350	
K D D I	99,500	3,028.00	301,286,000	
ソフトバンク	182,500	1,320.50	240,991,250	
光通信	6,300	24,730.00	155,799,000	
東宝	8,300	4,310.00	35,773,000	
S C S K	21,600	5,670.00	122,472,000	
シップヘルスケアホールディングス	31,200	5,540.00	172,848,000	
アズワン	1,800	15,970.00	28,746,000	
伊藤忠商事	98,600	2,909.00	286,827,400	
三井物産	32,100	1,904.50	61,134,450	
キヤノンマーケティングジャパン	59,800	2,300.00	137,540,000	
ローソン	33,700	4,760.00	160,412,000	
エービーシー・マート	28,500	5,370.00	153,045,000	
エディオン	49,100	1,013.00	49,738,300	
M o n o t a R O	5,800	5,430.00	31,494,000	
ウエルシアホールディングス	11,700	3,805.00	44,518,500	
コスモス薬品	9,800	16,410.00	160,818,000	
セブン&アイ・ホールディングス	67,400	3,528.00	237,787,200	
ツルハホールディングス	11,600	14,990.00	173,884,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	76,800	2,397.00	184,089,600	
ゼンショーホールディングス	53,000	2,637.00	139,761,000	
スギホールディングス	22,700	6,950.00	157,765,000	
しまむら	10,100	10,590.00	106,959,000	
ヤオコー	17,800	7,020.00	124,956,000	
アインホールディングス	5,900	6,580.00	38,822,000	
ヤマダホールディングス	288,600	530.00	152,958,000	
ニトリホールディングス	5,100	21,875.00	111,562,500	
サンドラッグ	38,400	4,125.00	158,400,000	
総合警備保障	32,500	5,270.00	171,275,000	
オリエンタルランド	15,900	16,645.00	264,655,500	
ユー・エス・エス	80,700	2,080.00	167,856,000	

	セコム	22,800	9,394.00	214,183,200	
小計	銘柄数：114			15,856,158,850	
	組入時価比率：99.3%			100.0%	
合計				15,856,158,850	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年12月21日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村マネーインベストメント マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2020年12月21日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,071,130
国債証券	12,002,259
流動資産合計	20,073,389
資産合計	20,073,389
負債の部	
流動負債	
未払利息	5
流動負債合計	5
負債合計	5
純資産の部	
元本等	
元本	20,014,038
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	59,346
元本等合計	20,073,384
純資産合計	20,073,384
負債純資産合計	20,073,389

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
-------------------	--

2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2020年12月21日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0030円
(10,000口当たり純資産額)	(10,030円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年12月21日 至 2020年12月21日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年12月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法

国債証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年12月21日現在	
期首	2019年12月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	20,014,038円
同期中における追加設定元本額	0円
同期中における一部解約元本額	0円
期末元本額	20,014,038円
期末元本額の内訳＊	
ノルディック社債ファンド 為替ヘッジあり	9,952,230円
ノルディック社債ファンド 為替ヘッジなし	9,952,230円
ダブル・ブレイン	99,612円
ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用）	9,966円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年12月21日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年12月21日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫短期証券 第 9 5 5 回	12,000,000	12,002,259	
	小計	銘柄数：1	12,000,000	12,002,259	
		組入時価比率：59.8%			100.0%
合計				12,002,259	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用）

2021年1月29日現在

資産総額	778,656,316円
負債総額	2,650,760円
純資産総額（ - ）	776,005,556円
発行済口数	750,519,463口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0340円

（参考）ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

2021年1月29日現在

資産総額	67,127,596,197円
負債総額	29,896,771,277円
純資産総額（ - ）	37,230,824,920円
発行済口数	35,118,169,784口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0602円

（参考）日本成長株投資マザーファンド

2021年1月29日現在

資産総額	15,470,674,793円
負債総額	23,990,761円
純資産総額（ - ）	15,446,684,032円
発行済口数	10,798,872,306口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4304円

（参考）野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンド

2021年1月29日現在

資産総額	15,706,356,688円
負債総額	26円
純資産総額（ - ）	15,706,356,662円
発行済口数	11,180,641,035口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4048円

（参考）野村マネーインベストメント マザーファンド

2021年1月29日現在

資産総額	20,072,086円
負債総額	3円
純資産総額（ - ）	20,072,083円
発行済口数	20,014,038口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0029円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2021年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

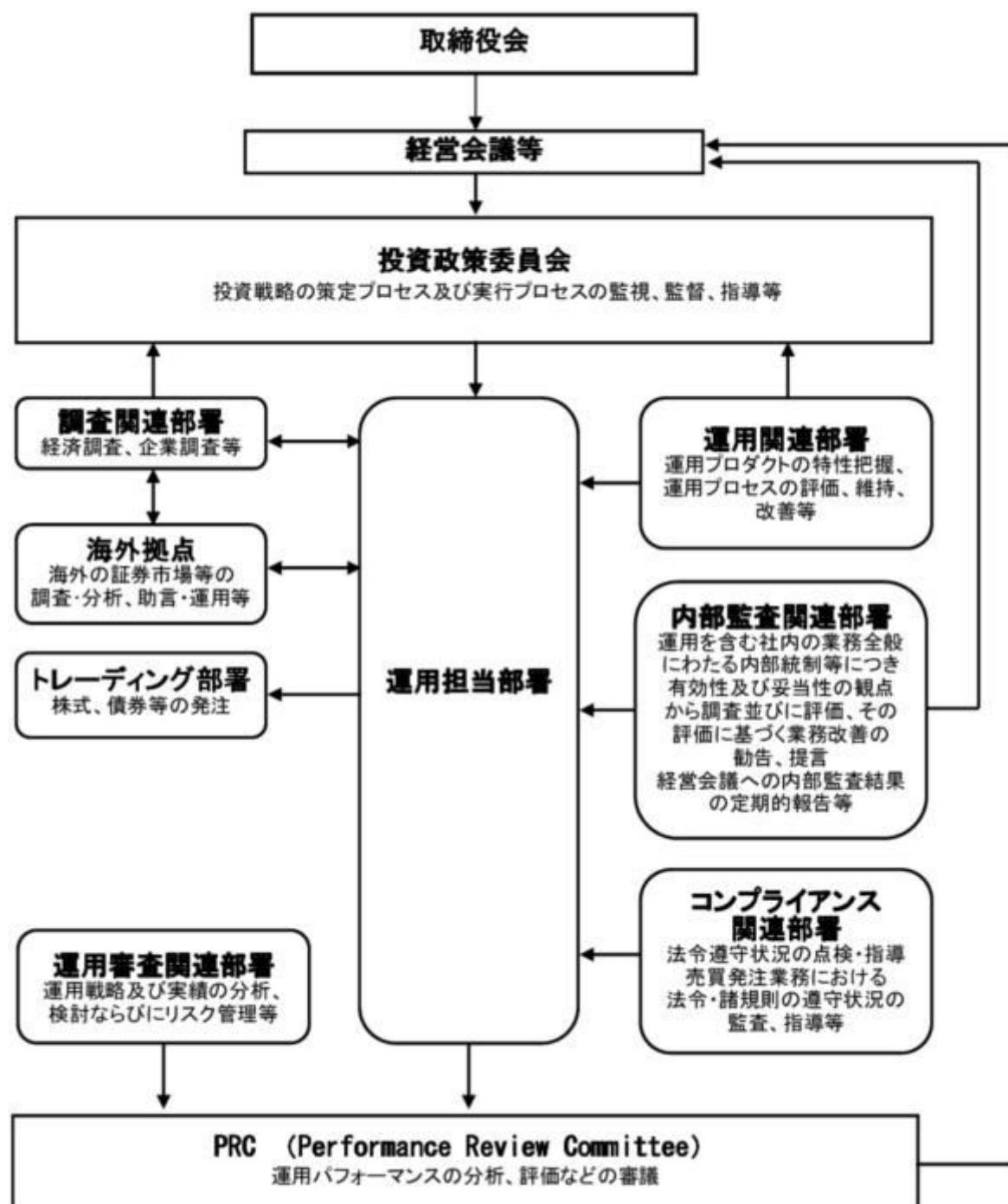
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年12月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	998	34,903,928
単位型株式投資信託	189	821,114
追加型公社債投資信託	14	6,225,605
単位型公社債投資信託	486	1,664,140
合計	1,687	43,614,787

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		1,562	2,626
金銭の信託		45,493	41,524
有価証券		19,900	24,399
前払費用		27	106
未収入金		500	522
未収委託者報酬		25,246	23,936
未収運用受託報酬		5,933	4,336
その他		269	71
貸倒引当金		15	14
流動資産計		98,917	97,509
固定資産			
有形固定資産		714	645

建物	2	320		295	
器具備品	2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	
投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		0	
投資損失引当金		707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	

その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10
純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			119,196		115,736
運用受託報酬			21,440		17,170
その他営業収益			355		340
営業収益計			140,992		133,247
営業費用					
支払手数料			42,675		39,435
広告宣伝費			1,210		1,006
公告費			0		-
調査費			30,082		26,833
調査費		5,998		5,696	
委託調査費		24,083		21,136	
委託計算費			1,311		1,342
営業雑経費			5,435		5,823
通信費		92		75	
印刷費		970		958	
協会費		86		92	
諸経費		4,286		4,696	
営業費用計			80,715		74,440
一般管理費					
給料			11,113		11,418
役員報酬		379		109	
給料・手当		7,067		7,173	
賞与		3,666		4,134	
交際費			107		86
旅費交通費			514		391
租税公課			1,048		1,029
不動産賃借料			1,223		1,227
退職給付費用			1,474		1,486
固定資産減価償却費			2,835		2,348
諸経費			10,115		10,067
一般管理費計			28,433		28,055
営業利益			31,843		30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		

当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									

当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5 . 消費税等の会計処理方法 6 . 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（１）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

（１）概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

（１）概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払費用 1,434百万円	未払費用 1,296百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 736百万円	建物 761百万円
器具備品 3,106	器具備品 2,347
合計 3,842	合計 3,109

損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金

1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-

合計	98,136	-	-	-
----	--------	---	---	---

当事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上してありました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-

小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

１．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。	

税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)		当事業年度末 (2020年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	1,295	評価性引当額	1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入（*2）	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

１株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
１株当たり純資産額	16,882円89銭	１株当たり純資産額	16,557円31銭
１株当たり当期純利益	4,984円30銭	１株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 25,672百万円 普通株式に係る当期純利益 25,672百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株		１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 23,996百万円 普通株式に係る当期純利益 23,996百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,307
金銭の信託		40,828
有価証券		10,500
未収委託者報酬		24,249
未収運用受託報酬		4,560
その他		894
貸倒引当金		14
流動資産計		83,326
固定資産		
有形固定資産	1	2,998
無形固定資産		5,462
ソフトウェア		5,461
その他		0
投資その他の資産		15,942
投資有価証券		1,701
関係会社株式		10,171
前払年金費用		1,429
繰延税金資産		2,003
その他		636
固定資産計		24,403

資産合計		107,730
		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,513
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		6,651
関係会社未払金		4,007
その他未払金	2	853
未払費用		9,953
未払法人税等		1,444
賞与引当金		2,005
その他		147
流動負債計		25,063
固定負債		
退職給付引当金		3,350
時効後支払損引当金		579
資産除去債務		1,371
固定負債計		5,300
負債合計		30,364
(純資産の部)		
株主資本		77,365
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,455
利益準備金		685
その他利益剰余金		45,770
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,163
評価・換算差額等		0
その他有価証券評価差額金		0
純資産合計		77,366
負債・純資産合計		107,730

中間損益計算書

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,814
運用受託報酬		7,648
その他営業収益		178
営業収益計		60,641
営業費用		
支払手数料		16,811
調査費		11,994
その他営業費用		3,835

営業費用計		32,641
一般管理費	1	13,883
営業利益		14,115
営業外収益	2	6,145
営業外費用	3	33
経常利益		20,227
特別利益	4	2,228
特別損失	5	445
税引前中間純利益		22,011
法人税、住民税及び事業税		5,226
法人税等調整額		739
中間純利益		16,045

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当中間期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
中間純利益							16,045	16,045	16,045
株主資本以外の 項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	7,905	7,905	7,905
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,163	46,455	77,365

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	10	10	85,281
当中間期変動額			
剰余金の配当			23,950
中間純利益			16,045
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	10	10	10
当中間期変動額合計	10	10	7,915
当中間期末残高	0	0	77,366

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

	(4) 時効後支払引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。	

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2020年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	648百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	180百万円
無形固定資産	1,125百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,540百万円
金銭信託運用益	1,360百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
時効後支払引当金繰入	10百万円
為替差損	9百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	71百万円
株式報酬受入益	26百万円
移転補償金	2,130百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券等評価損	36百万円
固定資産除却損	2百万円
事務所移転費用	406百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	23,950百万円			
(2) 1株当たり配当額	4,650円			
(3) 基準日	2020年3月31日			
(4) 効力発生日	2020年6月30日			

金融商品関係

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,307	2,307	-
(2)金銭の信託	40,828	40,828	-
(3)未収委託者報酬	24,249	24,249	-
(4)未収運用受託報酬	4,560	4,560	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,500	10,500	-
資産計	82,445	82,445	-
(6)未払金	11,513	11,513	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	0	0	-
未払手数料	6,651	6,651	-
関係会社未払金	4,007	4,007	-
その他未払金	853	853	-
(7)未払費用	9,953	9,953	-
(8)未払法人税等	1,444	1,444	-
負債計	22,911	22,911	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,701百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（５）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当中間会計期間において、非上場株式について35百万円（投資有価証券35百万円）減損処理を行っております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2020年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2020年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2020年9月30日)

該当事項はありません。

３．その他有価証券(2020年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
----	-------------------------	---------------	-------------

中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	10,500	10,500	-
小計	10,500	10,500	-
合計	10,500	10,500	-

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
期首残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加 時の経過による調整額	1,371 -
中間期末残高	1,371

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
--	------------------------------

1 株当たり純資産額 15,020円52銭

1 株当たり中間純利益 3,115円15銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	16,045百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	16,045百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2020年12月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 2020年12月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

< 再信託受託者の概要 >

名称 : 株式会社日本カストディ銀行
 資本金 : 51,000百万円
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
-------	------

2020年 3月17日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 3月17日	有価証券報告書
2020年 9月18日	有価証券届出書
2020年 9月18日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用）の2019年12月21日から2020年12月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ日本株ベータヘッジ戦略ファンド（SMA専用）の2020年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水永真太郎
--------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。